

【別紙】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1 指定管理者は、この協定による業務の実施に当たっては、個人情報の重要性を認識し、個人情報の気密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(定義)

第2 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。)をいう。

(2) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(3) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(4) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(秘密の保持)

第3 指定管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報に関する情報を他に漏らしてはならない。指定期間が満了し、又は指定が取り消された場合においても同様とする。

(従業者の監督等)

第4 指定管理者は、その従業者に管理運営業務に係る個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・ 業務に係る個人情報について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・ 個人情報を正当な理由なく、他人に提供したり、盗用したりした場合、直方市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・ 上記の各事項は、業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

(作業場所の制限)

第5 指定管理者は、定められた履行場所以外で管理運営業務に係る個人情報を取り扱ってはならない。ただし、直方市（以下「市」という。）の承認があるときは、この限りではない。

(収集の制限)

第6 指定管理者は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(安全確保の措置)

第7 指定管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8 指定管理者は、市の承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9 指定管理者は、この協定による事務に係る個人情報が記録された文書、電磁的記録等を、市の承諾なしに複写、複製又は加工してはならない。

(資料等の返還、廃棄等)

第10 指定管理者は、この協定による業務を処理するために市から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後、又は取り消されたときは、直ちに市に返還し、もしくは引き渡し、又はその廃棄するものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(委託の制限)

第11 指定管理者は、この協定による業務に係る個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報の取扱いを委託してはならない。ただし、市の承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、協定書及び特記事項に規定する個人情報の取扱いの義務を遵守させるものとする。

(従事者への研修)

第12 指定管理者は、この協定による業務に従事している者に対して、次に掲げる事項について研修するものとする。

- (1) 在職中及び退職後における秘密の保持

(2) その他個人情報の保護に関し必要な事項

(報告及び監査・検査の実施)

第13 市は、指定管理者における管理運営業務に係る個人情報の取扱いの状況について、協定内容の遵守を確認するため、必要に応じて報告を求め、監査又は検査をすることができる。

(事故等発生時の報告)

第14 指定管理者は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の公表)

第15 市は、個人情報の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、住民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

(運搬)

第16 指定管理者は、この協定による業務を処理するため、又は当該業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、指定管理者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。